

■登録規定

(目的)

第1条 この規定は、目黒区卓球連盟規約(以下「連盟規約」という)第5条「2.」の規定により、目黒区卓球連盟(以下「連盟」という)の登録に関する基準を定め、連盟が行う事業の円滑な運営を計り、その健全な発展に資することを目的とする。

(登録種別/登録料)

第2条 登録種別、登録料は下表のとおりとする。

登録区分	種別	登録料	選手登録料(1人)	登録料の例(4人の場合)
団体 (チーム) 登録	一般	2,000円	500円	2,000円+500円×4人=4,000円
	高校	1,500円	300円	1,500円+300円×4人=2,700円
	中学以下	1,000円	200円	1,000円+200円×4人=1,800円
個人登録	一般	1,000円	—	—
	高校	500円	—	—
	中学以下	300円	—	—

(登録の条件)

- 第3条**
- 1団体は複数チームを登録することが出来る。なお、強者チーム順に登録をすることとする。
 - 団体(チーム)登録料は1団体(チーム)4名以上当たりとする。
 - 1チームは4名以上、10名をもって上限とする。
 - 1チームの編成に当たっては、目黒区在住勤又は在学者以外のものは、5割をもって上限とする。(但し、特別在住認定者は在住者とみなす)
 - 団体登録に当たっては、男子内に女子、女子内に男子はいずれも1団体につき3名まで登録することができる。但し、女子種目に男子は出場することができない。
 - 1選手が二重に登録することは出来ない。
 - 登録団体の本拠は目黒区内になければならない。

第4条 目黒区内に在住、在勤又は在学している者で団体登録に該当しない者は、個人登録をすることができる。

(年度登録)

第5条

- 年度登録をしようとする団体又は個人は、毎年登録の締切日までに所定の登録申込書に必要事項を記入のうえ、第2条に規定する登録料を添えて提出するものとする。
- 事業年度中において登録をしようとする団体又は個人は、随時、所定の登録申込書に必要事項を記入のうえ、第2条に規定する登録料を添えて提出するものとする。

(登録変更)

- 第6条** 1. 選手の追加登録は随時受け付ける。但し、削除を含む変更は期間を定めて(9月1日～30日)その期間内に行うことが出来る。
2. 上記の項が生じた場合、変更登録申込書に必要事項を記入し、第2条に規定する登録料を添えて提出するものとする。

- 第7条** 同一団体で複数チームを登録している場合の変更登録は次の各項によるものとする。
1. 上位チームのものを下位チームへ変更登録することは出来ない。
2. 下位チームのものを上位チームへ変更することは出来る。

(登録の失効)

- 第8条** 登録内容に疑念がある場合、連盟は、早急に必要書類の提出を求め、虚偽の記載があった場合は、直ちに登録は失効となり、当該団体又は当該個人は登録名簿から抹消する。

附 則

- 1.本規定の定めない事項についての取り扱いは、理事会において審議決定する。
- 2.本規定の改廃は、理事会において出席者の過半数の同意をもって行うことができる。
- 3.本規定は、昭和61年7月31日から施行する。
- 4.平成5年12月9日改定。
- 5.平成14年4月4日一部改定(第5条 1項)。
- 6.平成15年4月24日一部改定(第3条 4項)。
- 7.平成19年5月24日一部改定(第3条 2項・3項)。
- 8.平成26年5月14日一部改定(第7条 1項)。
- 9.平成28年4月1日一部改定(第2条 1項)。